日時:令和4年3月23日(水)14:30~

場所:個人情報保護委員会 委員会室

出席者: 丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、 梶田委員、髙村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、赤阪参事官、 山澄参事官、栗原参事官、片岡参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。 本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第203回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は四つございます。

議題1「『特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則』改正案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年1月26日の第197回委員会において、「特定個人情報の取扱いの状況に 係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則」改正案について意見募集を実施した ところであり、その結果について御説明申し上げます。

資料1-1は、意見募集の結果について示しているもので、別紙として意見募集結果の全ての意見及び回答を記載してございます。資料1-2は規則案新旧対照表でございます。それでは、資料1-1別紙に基づいて説明させていただきます。

本意見募集は、令和4年1月26日から令和4年2月26日まで実施し、2の個人等から延 べ2件の御意見が寄せられました。

1番では、定期的な検査を適切に行えるようにするためには、特定個人番号に関係する行政文書を確認できることが大切だと思いますので、検査の頻度について、「おおむね2年ごと」を「おおむね1年ごと」に短縮したほうがよいと思います、という御意見を頂いております。これに対する考え方につきましては、規則改正後においても現行規則に基づく検査と同様、検査に必要な範囲で、検査時点において保存されている行政文書ファイルを確認し、特定個人情報の取扱状況について検査します、したがって、必ずしも定期的な検査の間隔と行政文書ファイルの保存期間を合わせる必要はなく、規則改正後においてもこれまでどおり適切に検査を行うことができると考えております、としております。

2番では、検査周期がおおむね1年から4年とされた場合、多くのケースで検査周期がおおむね4年とされることとなり、安全管理措置のチェックが十分になされなくなる可能性があります、よって、各行政機関等における特定個人情報の安全管理措置等のレベルについての個人情報保護委員会の認識、検査周期がおおむね1年から4年とされた場合に、それぞれの検査周期で検査される行政機関等の数を明らかにしないまま検査周期をおおむね1年から4年とすることは妥当ではないと考えます、という御意見を頂いております。これに対する考え方につきましては、行政機関等については、特定個人情報に係る安全管

理措置はおおむね適切に実施されていることを確認しておりますが、その水準については 各行政機関等でばらつきがあります、このために、これまでの検査で把握した各機関の安 全管理措置の水準等を踏まえ、メリハリのついた検査周期を検討します、したがって、規 則改正後においては、これまで以上に柔軟かつ効果的な立入検査を実施できることになる と考えております、としております。

本委員会後に、資料について、意見公募手続の結果の公示及び官報掲載の手続を行い、それらに合わせて資料を公表するよう手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和2・3年改正番号法 ガイドライン案の意見募集結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和4年1月19日の第196回委員会において、令和2・3年改正番号法ガイドライン案について意見募集を実施したところであり、その結果について御説明申し上げます。

資料 2-1 は意見募集の結果について示しているもので、別紙は意見募集結果の全ての意見及び回答を記載してございます。資料 2-2 及び 2-3 は、官報掲載用の各ガイドライン案でございます。資料 2-4 及び 2-5 は、今回の意見募集結果を踏まえての各ガイドライン案でございます。

本意見募集は、令和4年1月19日から2月19日まで実施し、3の個人又は団体から延べ3件の御意見が寄せられました。

それでは、資料2-1別紙に基づいて説明させていただきます。

1番では、用語の表記について御意見を頂いており、御意見を踏まえ、修正しております。

2番では、外的環境の把握として、事業者が外国において特定個人情報等を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で特定個人情報等の安全の管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない、と記載されているところ、外国の個人情報の保護に関する制度は、令和3年改正後個人情報保護法第28条第2項に基づく個人情報保護法施行規則第17条第2項第2号に記載されている外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報と基本的に同様と理解してもよいかとの御意見、外国の個人情報の保護に関する制度等の等として、外国の個人情報の保護に関する制度以外に何を外

的環境の把握として行うことが求められるかについて、具体的な例をお示しいただきたい との御意見を頂いております。

これに対する考え方につきましては、まず一つ目に対して、外国の個人情報の保護に関する制度は、個人情報保護法施行規則第17条第2項第2号の外国における個人情報の保護に関する制度と基本的に同様です、としております。

二つ目に対してです。外国の個人情報の保護に関する制度等とは、基本的には当該外国における個人情報の保護に関する制度や、事業者に対し、政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について、政府による広範な情報収集が可能となる制度、事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度の他、その他事業者が特定個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる上で必要な情報を把握している場合には、当該情報も含みます、としております。

3番では、改正マイナンバー法においては、第30条第2項で個人情報保護法第28条が適用除外されております。その結果、外国にある第三者に特定個人情報の取扱いを委託する場合、特定個人情報ではない個人データの取扱いを相当措置を講じた上で委託する場合と比較して、本人の保護が薄くなってしまっているように思われ、別添1の安全管理措置、外的環境の把握等において、個人データの場合と同等の本人の権利利益の保護を確保するルール、すなわち相当措置の継続的な実施を確保し、本人の求めに応じた情報提供を行うルールとすべきであると考えますとの御意見を頂いております。

これに対する考え方につきましては、本意見募集は本ガイドライン改正案に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます、としております。

本委員会後に、資料について意見公募手続の結果の公示及び官報掲載の手続を行い、それらに合わせて資料を公表するよう手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○ 分野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案どおり決定し、官報掲載等の手続を進めた いと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。次からの議題は、監督関係者以外の方は御退席を願います。

(監督関係者以外 退席)

○丹野委員長 では、議題3「監視・監督について①」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

それでは、議題4「監視・監督について②」、事務局から説明をお願いいたします。 (内容については非公表)

本日の議題は以上です。本日の会議の議事録、議事概要及び資料につきましては、公表しないこととした議題の議事録、議事概要及び資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。